

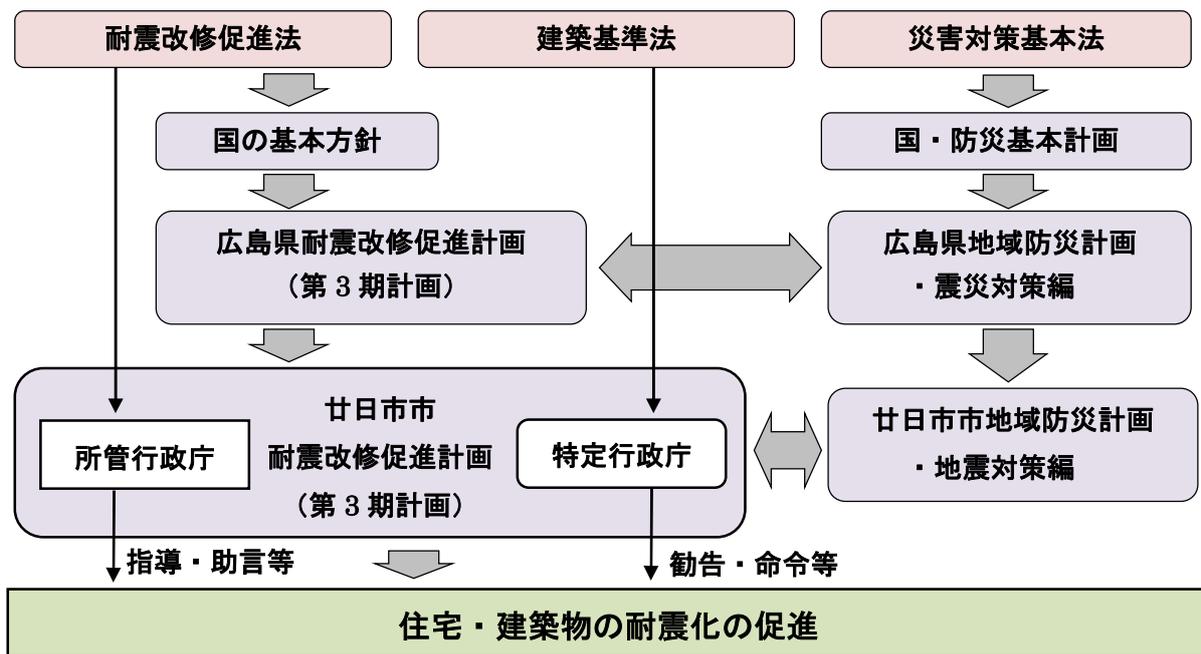
廿日市市耐震改修促進計画(第3期計画)

～ 概要版 ～

■ 第3期計画の背景と目的

本市では「廿日市市耐震改修促進計画」を平成20年3月に、「廿日市市耐震改修促進計画(第2期計画)」を平成28年3月にそれぞれ策定し、令和2年度までの13年間、耐震化の推進について計画的に取り組んできました。これまでの既存建築物の耐震化への取り組みを継続・発展させるとともに、更なる耐震化の促進に繋げるため、「廿日市市耐震改修促進計画(第3期計画)」(以下「第3期計画」という。)を策定します。

■ 第3期計画の位置づけ



■ 第3期計画期間と対象

令和3年度から※令和7年度までの5年間とし、計画内容及び進捗状況を検証の上、必要に応じて見直しを行います。(※ 計画期間を第4期計画の策定まで延長します。広島県の第4期計画の策定後、速やかに第4期計画の策定を行います。)

本計画の対象区域は、廿日市市全域とし、また、対象とする建築物は、旧耐震基準(昭和56年6月1日に施行された「新耐震基準」より前の基準)に基づいて建築された建築物で耐震性が確認できないもの及び不足しているものとします。

■ 想定される地震と被害

広島県では平成25年10月に、今後発生が予想される地震の危険性を明らかにし、地震防災対策をより効果的に進めるため、想定される地震の規模・被害の状況についての調査を行い、その調査結果を「広島県地震被害想定調査報告書」としてまとめています。

本市における、震度6強以上と想定される地震(五日市断層による地震、岩国断層帯による地震、廿日市市直下地震)の揺れによる建物被害は、全壊が約600~1,100棟、半壊が約2,800~4,300棟と予測され、死傷者数は約580~990人と予想されています。

■ 住宅・多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状と目標

広島県は、住宅の耐震化率を令和7年度末に92%とし、令和17年度末までに100%を目指すことを目標としています。また、多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和7年度末に96%とし、令和12年度末までに100%とすることとしています。

本市の住宅の耐震化率は、旧耐震基準で建築された住宅の居住者の高齢化に伴う耐震化の停滞等により令和2年度末で88.1%で、第2期計画の5年間で5ポイントの伸び率となっています。令和7年度末の耐震化率は90%と推計されますが、更なる所有者等への意識啓発や耐震診断・耐震改修などの施策効果により第2期計画期間中の伸び率を概ね維持するものとして、令和7年度末の耐震化率の目標を93%とします。

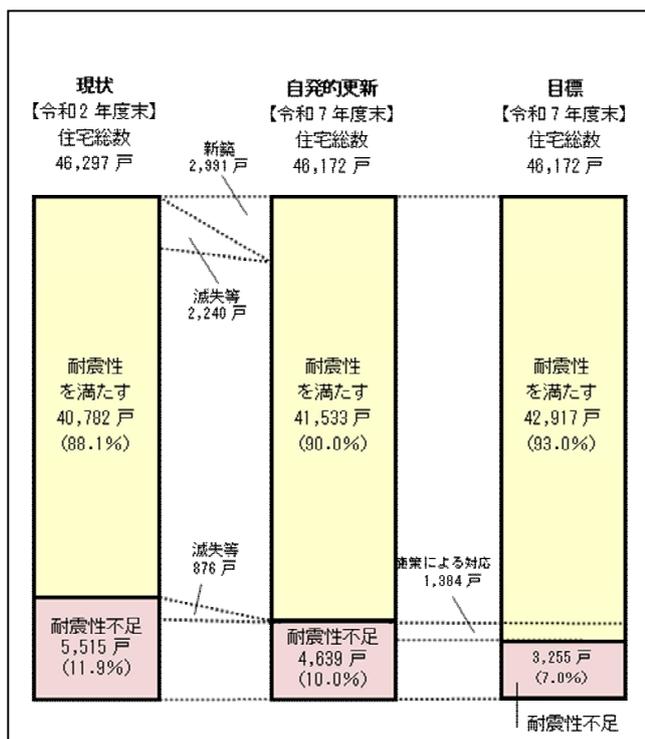
多数の者が利用する建築物の耐震化率は、市有建築物の耐震化が大きく寄与し、令和2年度末で94.4%と推計され、令和7年度末の耐震化率は95.2%が見込まれます。大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等を考慮し、広島県と同様に令和7年度末の耐震化率の目標を96%とします。

○耐震化率の現状と目標

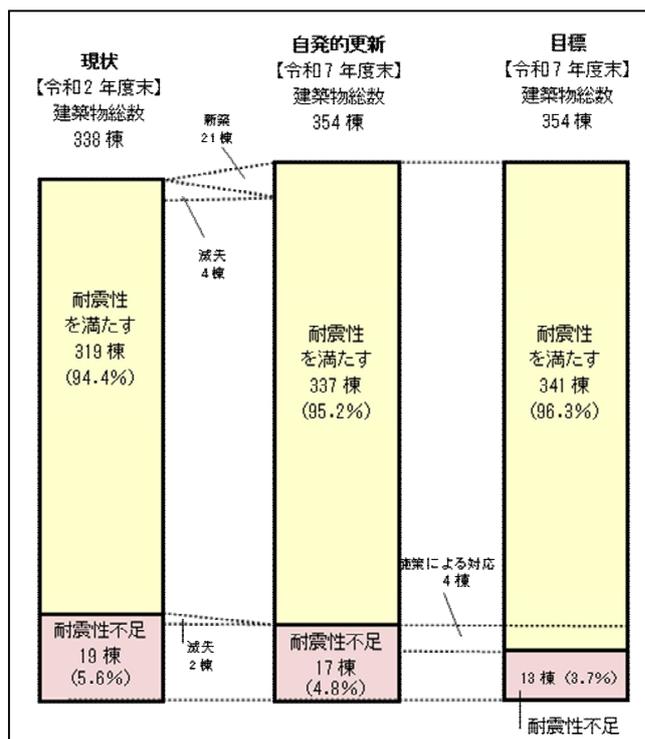
対象建築物	第2期計画			第3期計画
	当初値 ～H27年度末～	目標値 ～R2年度末～	現状値 ～R2年度末～	目標値 ～R7年度末～
住宅	83.1% 国:82%、県:79.2%	90% 国:95%、県:85%	88.1% 国:87%、県:84.5%※	93% 国:95%、県:92%
多数の者が利用 する建築物等	89.8% 国:85%、県:86.4%	95% 国:95%、県:92%	94.4% 国:89%、県:91.3%※	96% 国:概ね解消、県:96%

※現状耐震化率は、国は平成30年度末、広島県・廿日市市は令和2年度末の数値

○住宅の戸数



○多数の者が利用する建築物等の棟数



防災拠点建築物の状況

広島県では、広島県耐震改修促進計画において、旧耐震基準で建築されたもののうち、被災直後から人命救助、復旧に必要で代替が困難な建築物を防災拠点建築物として指定し、平成 31 年 3 月 31 日までに耐震診断を実施し、結果を報告することを義務付けました。

本市における対象建築物は令和 2 年 3 月末時点で 19 棟あり、すべての建築物に関して耐震診断済みとなっています。耐震化の状況としては、耐震性有り 1 棟、耐震改修等により耐震性有りとなったもの 16 棟、要改修 2 棟です。市有建築物及び県有建築物はすべて耐震化済みで、要改修 2 棟はいずれも民間建築物となっています。

○対象建築物棟数：19 棟

うち、市有建築物棟数：12 棟（庁舎 2 棟、消防署 2 棟、避難所 8 棟）

県有建築物棟数：5 棟（庁舎 1 棟、避難所 4 棟）

民間建築物棟数：2 棟（病院 2 棟）

要緊急安全確認大規模建築物の状況

耐震改修促進法に基づき、旧耐震基準で建築された病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を実施し、その結果を報告することが義務付けられました。本市における対象建築物は 3 棟あり、すべての建築物に関して耐震診断済みとなっています。耐震化の状況は、旅館 1 棟に関して耐震改修を行っており、残り 2 棟において、要改修となっています。

○対象民間建築物棟数：3 棟（旅館 2 棟、病院 1 棟）

緊急輸送道路沿道建築物の状況

広島県耐震改修促進計画において、緊急輸送道路として指定された道路に沿って旧耐震基準により建築された「緊急輸送道路沿道建築物」（耐震性不足または耐震性が確認できないもの）は 29 棟あり、そのうち耐震診断済みが 7 棟となっています。なお、耐震診断を義務付けた特定緊急輸送道路沿道建築物に該当するものは、広島県が指定した国道 2 号沿いの 4 棟となっています。

○対象建築物棟数：29 棟

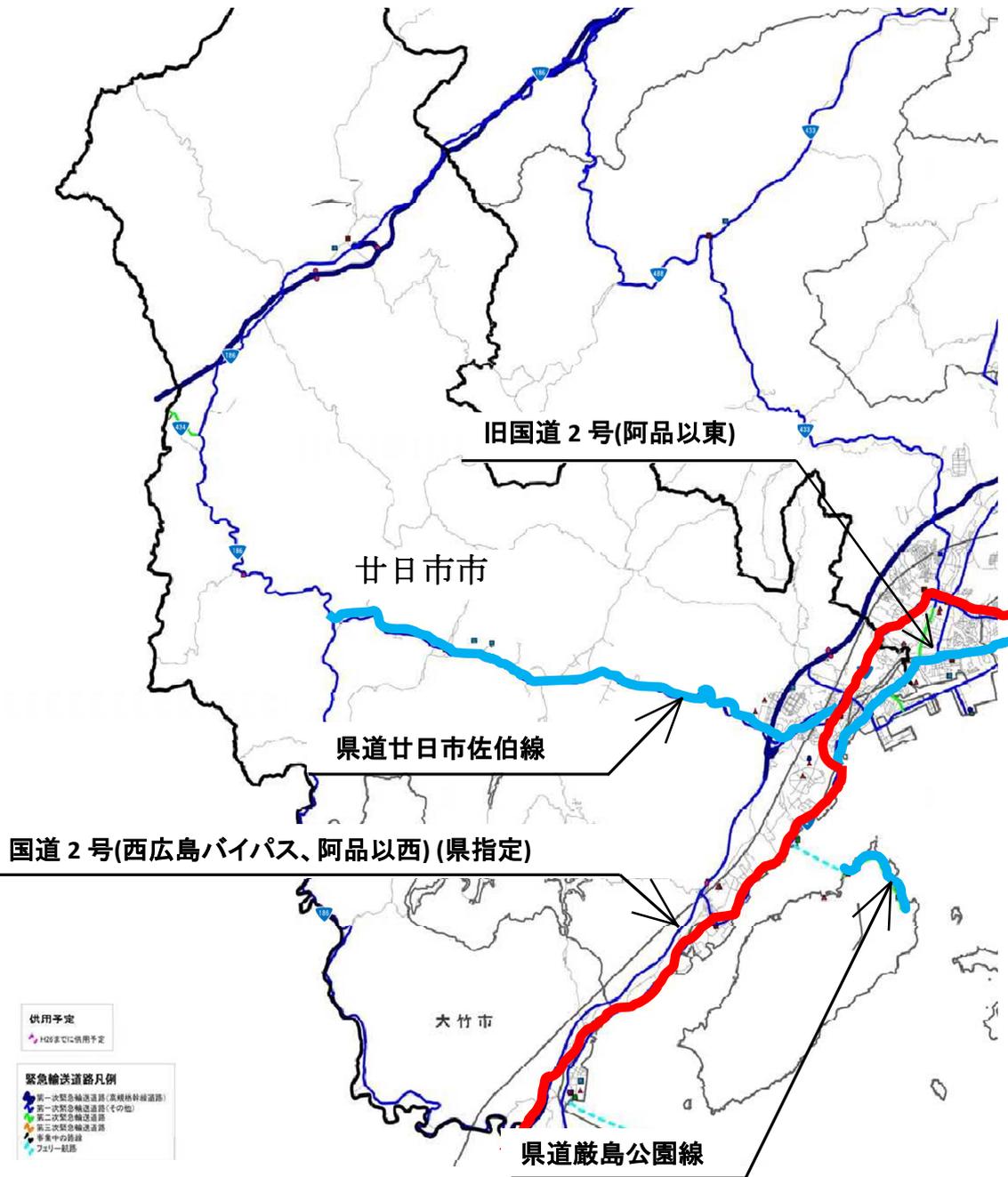
国道 2 号(西広島バイパス、阿品以西)：4 棟

旧国道 2 号(阿品以東)：11 棟

県道廿日市佐伯線：10 棟

県道巖島公園線：4 棟

廿日市市の緊急輸送道路図



※凡例

- (Red line)** : 特定緊急輸送道路
- (Blue line)** : 緊急輸送道路

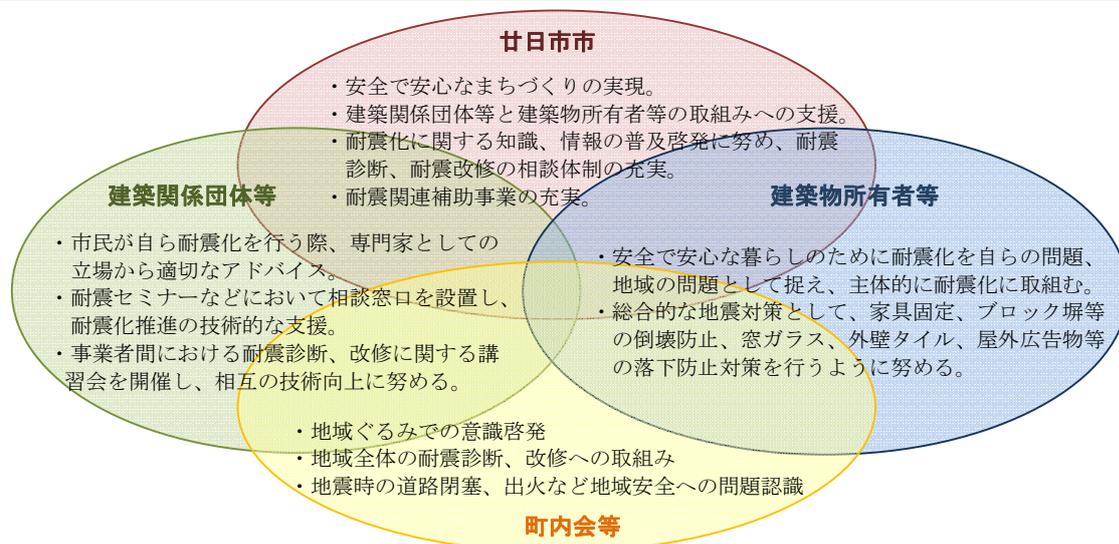
■ 耐震化促進を図るための施策

○第3期計画の取組方針

取組項目	第2期計画	第3期計画
全般事項	◆耐震セミナーの充実、住宅関連イベントへの参加・チラシ配布など民間業者とのタイアップ強化による一層の耐震化促進	◆セミナー等耐震化に関する知識・情報の普及啓発及び相談体制の充実
住宅 【重点】	◆耐震診断、耐震改修補助制度の継続 ◆住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを定め、戸別訪問を通じた意識啓発及び情報提供の実施	◆補助制度の拡充 ◆住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、戸別訪問、市民や業者を対象とするセミナーや耐震診断実施者へのフォローアップ等の実施
多数の者が利用する建築物	◆補助制度の継続・拡充 ◆個別事情に応じたきめ細かなフォローの実施 ◆市有建築物の計画的な耐震化	◆同左 ◆同左 ◆同左
防災拠点建築物 【重点】	◆特定天井対策を含めた計画的な耐震化 ◆個別事情に応じたきめ細かなフォローの実施	◆計画的な耐震化に向けた指導・助言
要緊急安全確認大規模建築物 【重点】	◆民間建築物への耐震改修補助 ◆公表した耐震化状況の更新	◆同左 ◆計画的な耐震化に向けた指導・助言
特定緊急輸送道路沿道建築物 【重点】	◆段階的に耐震診断義務付け ◆民間建築物への耐震診断・改修補助 (義務付けと合わせて補助制度創設を検討)	◆耐震診断結果の公表及び耐震化状況の更新 ◆民間建築物への改修補助制度の創設
緊急輸送道路沿道建築物	◆段階的に耐震診断義務付け ◆民間建築物への耐震診断・改修補助 (義務付けと併せて補助制度創設を検討)	◆区間を定めた耐震診断義務付けの検討 ◆同左

※住宅耐震化緊急促進アクションプログラムとは、社会資本整備総合交付金要綱（平成28年10月7日改正）に規定した、地方公共団体が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画をいう。

■ 耐震化促進に向けた各主体の役割



■ 耐震化を促進するための支援策

市が行う耐震化事業

◎ 木造住宅耐震診断事業

◎ 木造住宅耐震化補助事業

◎ 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助事業

◎ 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修補助事業

◎ ブロック塀等安全確保事業

創設を検討している耐震化補助事業

◎ 特定緊急輸送道路沿道建築物に関する耐震改修補助事業

○相談窓口を設置しての情報提供の推進

- ・耐震診断、改修の必要性
- ・耐震診断、改修の支援制度
- ・地震防災の情報
- ・自己による簡易診断の方法
- ・耐震改修や補強の方法
- ・家具の転倒防止の必要性や安全確保の方法 など

○耐震化に関する相談会・セミナー等の開催

耐震化に関する相談会等の開催に努め、情報提供の場の充実を図ります。民間主催の住宅関連イベントへ積極的に参加し、タイアップ強化による一層の耐震化を促進します。

○自主防災組織との連携

建築物所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、自主防災組織の育成を推進するとともに、連携を強化し、耐震化の啓発及び知識の普及に努めます。

○家具の転倒防止の普及・啓発

地震に転倒家具が障害となり、避難が遅れるなどのおそれがあることから、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具の固定の重要性について啓発し、固定方法の普及を図ります。

○地震保険の加入促進への普及・啓発

地震保険の加入促進のため、県と連携して、地震保険の保険料、補償内容、地震保険料控除などの情報提供を行い、地震保険の普及・啓発に努めます。

廿日市市耐震改修促進計画
令和3年3月第3期計画概要版

廿日市市 建設部 建築指導課
広島県廿日市市下平良一丁目11番1号
TEL : 0829-30-9191
FAX : 0829-31-0999